

緊急通報装置のご案内

令和5年3月改正



1. 緊急通報装置ってどんなシステムですか？

- ・緊急通報装置を自宅の固定電話回線に接続することで、体の調子が悪い時や、防犯対策として身の危険を感じた時など、「非常ボタン」を押すだけで受信センターに通報することができるシステムで、24時間・365日いつでも対応が可能です。
- ・自宅敷地内（本体から25m程度の距離）であれば、携帯している無線ペンダントのボタンを押すだけで、通報が可能です。
- ・希望により火災報知器も同時に設置できます。万が一の火災発生時には、緊急通報装置と連動して、自動的に受信センターに火災発生を通報されるため、迅速に消防署へ通報ができます。

《通報があった時の基本的な対応内容》

受信センターの係員が事情を伺い、状況により、以下の対応を行います。

- ①救急車等の手配
- ②協力員への自宅訪問・状況確認の依頼
- ③緊急連絡先への状況報告

2. 通報があった時の流れは？

- (1) 通報発生時、受信センターの係員が状況を確認します。
- (2) 万が一、係員の呼びかけに対して応答がない場合には、すぐに救急車を手配します。また、登録いただいた協力員に状況確認のための訪問を依頼します。
(協力員が訪問できない場合には、係員が訪問します。)

- (3) 緊急連絡先へ、第一報として通報発生の報告をします。
- (4) 対応結果が分かり次第、受信センターあるいは消防署等から緊急連絡先へ報告します。(例：「〇〇病院へ搬送になりました」、「誤報でした」等)
その後の対応は、緊急連絡先の方にお問い合わせする形となります。

3. 「緊急連絡先」と「協力員」の違いは？

- ・緊急連絡先：通報発生時に状況報告を受け、搬送先医療機関との対応ができる方（2名以上、できれば3名必要です）
 - ・協力員：必要に応じて自宅訪問し、状況確認・連絡等の対応ができる方（できれば2名必要です）
- ※ご本人の了解があれば、どちらも兼ねて頂くことができます。

4. どんな方が利用できますか？

この事業が利用できる方には、次のような条件が必要になります。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) ひとり暮らしの重度身体障がい者の方
- (3) 日中6時間以上一人になるおおむね65歳以上の方など

5. 費用はどのぐらいかかりますか？

- ・基本料金 住民税非課税世帯の方：市で負担するため無料
住民税課税世帯の方：月額2,695円(税込)
- ・緊急通報装置の加入料金、設置や引越し等による移設、撤去にかかる費用は、全て市で負担します。
- ・また、装置の利用・通信に伴う固定電話の通話料金は、課税・非課税世帯に関わらず、電話料金として自己負担となります。

6. 申請方法は？

【申請先】高齡福祉課または各総合支所

【提出書類】①対象要件確認依頼書（要件該当の場合、以下を提出）

②申請書：民生委員の署名が必要です。

③登録台帳：緊急連絡先と協力員の記入が必要です。

※ 問合わせ先：伊達市 高齡福祉課 地域包括ケア推進係
電話 024-575-1125